

## 平成28年度の固定資産税・都市計画税について

### 固定資産課税台帳を縦覧できます

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を作成しました。納税者のみなさんが自分の土地や家屋の価格が他の土地や家屋と比較して、評価額の適正さを確認するため、縦覧ができます。

### 縦覧期間

4月1日(金)～5月2日(月)の開庁時間(土・日曜日、祝日を除く)

### 場所

税務課(市役所2階)

### 縦覧対象者

土地または家屋に対する固定資産税の納税者

### 記載内容

#### ◇土地価格等縦覧帳簿

所在、地番、地目、地積、価格

#### ◇家屋価格等縦覧帳簿

所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格

### 課税台帳の閲覧・証明制度

納税義務者の方は、固定資産課税台帳記載事項の閲覧または記載事項の証明を申請できます。

### 持ち物

本人確認ができる書類(運転免許証など)

※代理の方が申請される場合は、代理の方の本人確認書類と納税義務者(所有者)からの委任状が必要です。なお、代理の方が納税義務者と同居の親族である場合は、委任状は不要です。

### 手数料

100円

### ◇記載事項の証明

200円

※固定資産税・都市計画税の納税通知書・納付書は、課税資産明細書とあわせて4月上旬に郵送します。

### 家屋の課税について

新しく家屋を建築した際は、課税のための家屋調査をお願いしています。課税される家屋とは、次の3つの要件を満たしているものをいいます。

- ①屋根、3方向以上の壁があるもの
- ②土地に定着しているもの
- ③その建物の目的とする使い方で使用できる状態のもの

そのため、倉庫、物置、車庫などの簡易な建物であっても3つの要件を満たすものであれば課税の対象となります。

なお、家屋を取り壊したり、新築・増改築などされたときは、家屋償却担当までご連絡ください。

### 償却資産の課税について

土地・家屋以外の事業用資産(償却資産)については、提出いただいた償却資産申告書を基に課税されます。償却資産をお持ちで未申告の方は、申告をお願いします。

### 都市計画税について

1月1日時点で市街化区域内にある土地及び家屋を所有している方に課税され、固定資産税とあわせて納めていただくことになっています。道路、公園、上下水道、といった都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用として活用されています。

### 問い合わせ

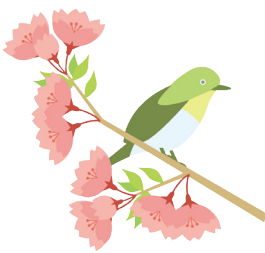
#### 税務課

◇家屋、償却資産に関すること

家屋償却担当 ☎0621

◇土地に関すること

土地担当 ☎0622



## 起業者を応援します

市では、地域経済の活性化と雇用創出を目的に、起業のための補助制度(半田市起業・会社設立支援補助金)を実施しています。

### 補助内容

市内で会社設立時に必要な費用(定款認証、登記申請時等に係る費用)の2分の1(上限20万円)を補助します。

### 補助期間

平成29年3月31日まで

### 申込み・問い合わせ

経済課 ☎0638

## 市民と議会の集い

### 「議会報告会」を開催します

半田市議会では、「わかりやすく開かれた議会」を目指して、定期的に議会報告会を開催しています。

今回は、3月定例会で議論された内容について報告し、市民の皆さんからの質問にお答えします。

### 日時

4月4日(月) 19時～

### 場所

アイプラザ半田 研修室

### 主な内容

3月定例会の報告、意見交換会

### 問い合わせ

議事課 ☎0694